

相続人代表者指定届について

1. 相続人代表者指定届とは

故人に送付される税金の支払いや還付金に関する書類を受け取る人（相続人代表者）を指定していただくための届け出の事です。

- 納税義務者が死亡した場合、相続人へ納税義務は継承されます。
- 相続人代表者はあくまで手続き上の代表者であり、相続人代表者だけに納税の義務が承継されるわけではありません。

様式第7号

相続人代表者指定届

郵送のお手続きや窓口にお越しになれる方の氏名を記入してください。

①相続人の中から、代表者となるかたの氏名、住所、電話番号を記入してください。

②被相続人(亡くなられたかた)の氏名、死亡時の住所、死亡年月日を記入してください。
「死亡時の住所」欄には、死亡時の住民登録地を記入してください。

③相続人全員について記入してください。
・代表者のかたも記入が必要です。
・各自自署により記入してください。

④提出日を記入してください。

被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者を下記相続人の合意に基づき指定したので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。なお、被相続人に係る徴収金の還付金の受領に関する権限については、下記の相続人の代表者に委任します。

届出人
(相続人) 箕面 花子

記

代表者の 相続人の	氏 名	箕面 花子				
	住 所	箕面市西小路4丁目6番1号 (電話番号 072-723-2121)				
被相続人	氏 名	箕面 太郎				
	死亡時の住所	箕面市西小路4丁目6番1号				
	死亡年月日	令和 4 年 ○ 月 ○ 日				
相続人	氏 名	箕面 花子	被相続人との続柄	妻	相続放棄の有無	有 ☐ 無 ☒
	住 所	箕面市西小路4丁目6番1号 (電話番号 072-723-2121)				
	氏 名	箕面 満男	被相続人との続柄	子	相続放棄の有無	有 ☐ 無 ☒
	住 所	同上 (電話番号 同上)				
	氏 名	箕面 柚子	被相続人との続柄	子	相続放棄の有無	有 ☐ 無 ☒
	住 所	箕面市栗生間谷西1丁目2番1号 (電話番号 072-724-6710)				
	氏 名		被相続人との続柄		相続放棄の有無	有・無
	住 所	(電話番号)				
氏 名		被相続人との続柄		相続放棄の有無	有・無	
住 所	(電話番号)					

→ 令和 4 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 箕面市長

※ ご注意 ※

- 1.相続を放棄されたかた、限定承認された方がおられる場合は、家庭裁判所の「相続放棄申述受理通知書」または「相続放棄申述証明書」のコピーを添付してください。
- 2.市・府民税の納税通知書は、相続人の代表者の方へ送付します。
固定資産税につきましては、相続人の代表者を含め、相続人全員に送付します。
- 3.相続人代表者指定届の提出がないまま、納税通知書の発送が必要となった場合、相続人のうちの1名を宛先として納税通知書を発送することがあります。

裏面もあります

1. よくあるご質問

Q：死亡した後の市・府民税、固定資産税はどうなりますか？

A：市・府民税

その年の1月1日現在（「賦課期日」といいます。）に住所のある市区町村において、前年中の所得に対して1年分の税金が計算され課税されます。つまり、死亡した日が1月2日以後で、その年の市・府民税が課税される場合は、死亡後も相続人に引き継がれることになります。

固定資産税

その年の1月1日現在（「賦課期日」といいます。）の固定資産の所有者に対して課税されます。そのため、固定資産の所有者がいつ亡くなったかにより、その取扱いが異なります。

① 固定資産の所有者が課税年度の賦課期日以後に亡くなった場合

相続人が納税義務を承継します。つまり、相続人が納税することになります。

② 固定資産の所有者が課税年度の賦課期日前に亡くなった場合

相続登記が完了するまでは、その相続人（法定相続人）全員が納税義務者となります。つまり、納税通知書の名義は相続人の連名になります。

賦課期日までに相続の登記が完了しているときは、新しい所有者に課税します。

● 法定相続分

民法

第九百条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各二分の一とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、直系尊属の相続分は、三分の一とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、四分之三とし、兄弟姉妹の相続分は、四分の一とする。
- 四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。